

確定申告は正しくお早めに

**徳島税務署の
申告相談会場は
「アステイとくしま」です**

申告相談会場は、2月2日(月)～3月16日(月)(土曜日・日曜日・祝日を除く。ただし、2月22日および3月1日の日曜日は確定申告の相談・申告書の受付を行います)の期間、「アステイとくしま3階第2特別会議室」(徳島市山城町東浜傍示1)に設置しています。受付時間は、午前9時～午後4時です。アステイとくしまのイベント等の関係で無料駐車場が利用できない場合は、有料駐車場をご利用いただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、この期間、徳島税務署庁舎内には、申告相談会場を設けておりません。

**安全 便利 確実な
振替納税のご利用を!**

個人事業者の所得税や消費税(地方消費税を含む)の納税は、安全で便利な預貯金口座からの振替納税のご利用をお勧めします。

この制度を利用すれば、手数料が少なくて済むだけでなく、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、大変便利です。

新たに振替納税制度をご利用になる場合は、金融機関か税務署に「納付書

送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」を提出してください。
なお、口座振替日は、次のとおりとなっております。

- ▼所得税＝平成21年4月22日(水)
- ▼消費税および地方消費税＝平成21年4月27日(月)



便利な振替納税で!

**贈与税の申告と納税は
3月16日(月)まで**

平成20年1月1日から平成20年12月31日の1年間に、個人からもらった財産の価額が110万円を超える」と贈与税がかかります。

平成20年分の贈与税の申告と納税は、3月16日(月)までです。

なお、贈与により取得した財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合にも、申告期限までに贈与税の申告が必要です。

**消費税および地方消費税
(個人事業者)の確定申告
もお忘れなく**

個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(火)までとなっております。

お早めに申告と納税をお済ませください。

なお、次の方は消費税の確定申告が必要です。

○平成18年中の課税売上高が1千万円を超える方

○平成18年中の課税売上高が1千万円以下の方で、平成19年12月31日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

※平成18年分の課税売上高が1千万円を超える方は、平成20年中に課税売上や課税仕入がある場合、当該課税売上高が1千万円以下であっても消費税および地方消費税の確定申告が必要になります。

にせ税理士にご注意を!

税理士または税理士法人でない者が、税務署等に提出する申告書や申請書の作成などの業務を行った場合は、法律により罰せられます。

このような者に、税務書類の作成などを依頼したために、不当な報酬を要

求されたり、不測の損害を被った例が少なくありません。
相談される際は、税理士または税理士法人であることを確かめください。



「振り込め詐欺」にご注意を

税務職員を装い、電話によりATMを操作させ振り込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

ご不審な点があるときは、税務署までお問い合わせください。

お問い合わせは、徳島税務署(徳島市幸町3-54) ☎088-622-4131)まで。

